

平成 15 年仲裁法の改正、平成 16 年破産法の改正（平成 17 年 1 月 1 日施行）不動産登記法の全面改正（施行日未定）により、次のように修正いたします。

- p.35 上から 3 行目「仲裁契約」を「仲裁合意」に修正。
- p.79 上から 4 行目「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に、上から 7 行目と 9 行目「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立」に修正。
- p.129 上から 9 行目「破産手続参加，差押」を「破産手続参加，再生手続参加，更生手続参加，差押」に、上から 13 行目「破産手続に参加するか，仮差押え」を「破産手続等に参加するか，差押え，仮差押え」に修正。
- p.319 下から 5 行目「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に修正。
- p.457 上から 12 行目「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に、下から 8 行目「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、下から 6 行目「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に修正。
- p.661 上から 6 行目「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、上から 10 行目「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に修正。
- p.671 上から 8 行目「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に、12 行目「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に、16 行目~19 行目、642 条 2 項と口語訳を次のように修正。
「前項の場合に於ては契約の解除に因りて生じたる損害の賠償は破産管財人が契約の解除を為したる場合に於ける請負人に限り之を請求することを得 此場合に於て請負人は其の損害賠償につき財団の配当に加入す」
口語訳「前項の場合において、契約解除に基づく損害賠償は、破産管財人が契約を解除した場合の請負人に限り請求することができる。損害賠償請求が認められる請負人は、損害賠償につき財団の配当に加入する。」
- p.680 上から 8 行目「死亡又は破産に因りて終了す」を「死亡に因りて終了す 委任者若くは受任者が破産手続開始の決定を受けたるとき又は」に、10 行目「破産によって」を「破産手続開始決定申立てを受けたことによって」に修正。

次のように訂正いたします。

- p.83 ちょっと一言欄の上から 2 行を削除。
- p.129 上から 13 行目「破算手続等」を「破産手続等」に訂正。
- p.194 上から 10 行目「占有」のルビを「せんゆう」に訂正。
- p.317 下から 13 行目、11 行目、9 行目「さざえさん」を「かつお君」に、下から 10 行目「かつお君」を「さざえさん」に訂正。
- p.320 上から 3 行目、4 行目、5 行目「さざえさん」を「かつお君」に、上から 3 行目、4 行目「かつお君」を「さざえさん」に訂正。
- p.334 イラスト中「乙地に対するサザエの一番抵当権の被担保債権額は 4000 万円ではなく 5000 万円であり、わかめの二番抵当権は甲地に設定」に訂正。
- p.335 上から 4 行目「二番抵当権が設定されている」を「二番抵当権の設定を受けている」に訂正。
- p.348 上から 2 行目「元本確定前では」を「元本確定前は」に訂正。

p.422 下から1行目「その分の回が」を「その分の回収が」に訂正。

p.439 下から9行目「債務者」のルビを「さいむしゃ」に訂正。

p.468 下から1行目「かつお君に対しては」～ p.469の上から3行目「到達しています。」を次のように訂正。

「かつお君への譲渡については10月3日付内容証明郵便で、わかめちゃんへの譲渡については10月1日付内容証明郵便で、ますおさんに通知しました。かつお君に関する通知は10月5日に、わかめちゃんに関する通知は10月7日に、それぞれますおさんの元に到達しています。」

p.518 下から3行目「慣習」のルビを「かんしゅう」に訂正。